

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの管理運営に関する基本協定書

豊中市（以下「施設設置者」という。）と財団法人とよなか男女共同参画推進財団（以下「指定団体」という。）は、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（以下「センター」という。）の管理運営について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、施設設置者がとよなか男女共同参画推進センター条例（平成12年豊中市条例第19号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）として指定団体にセンターの管理運営を行わせるに当たり必要な基本事項を定めることを目的とする。

（センターの設置目的及び指定管理者制度の導入の趣旨の尊重等）

第2条 指定団体は、センターの設置目的が社会のあらゆる分野への男女の均等な参画及び男女の人権の確立を図り、男女が社会の対等な構成員としてその責任を分かち合い、共に築く男女共同参画社会の実現をめざすことであることを十分理解し、その趣旨を尊重して業務の実施に当たるものとする。

2 指定団体は、センターに指定管理者制度を導入した目的が民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上、経費の節減等を図ることにあることを十分理解し、その趣旨を尊重してセンターによるサービスの提供が最大限の効果を生むよう努めるものとする。

3 指定団体は、第6条第1項に規定する業務（以下「管理運営業務」という。）の実施に当たっては、施設設置者の総合計画、各種分野別計画等に基づき施設設置者が実施する施策に協力するものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 施設設置者及び指定団体は、信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理を行う施設）

第4条 施設設置者が条例第13条の規定に基づき指定団体に管理を行わせる施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ

（2）位置 豊中市玉井町1丁目1番1-501号

（指定期間）

第5条 本協定に係る指定管理者の指定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 本協定は、前項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の満了により終了する。

- 3 指定団体は、指定期間の満了日に管理運営業務を終了し、施設設置者にセンターを明け渡さなければならない。
- 4 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(基本的な業務の範囲)

第6条 指定団体が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) センターの使用承認、その取消しその他センターの使用に関する業務
- (3) センターの使用料の徴収、減免及び返還に関する業務
- (4) センターの維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「仕様書」に定めるとおりとする。

(仕様書の変更)

第7条 施設設置者又は指定団体は、本協定締結後に仕様内容を変更する必要があるときは、双方による協議を行い、変更について双方が合意したときは、仕様内容を変更するものとする。

(リスクの負担)

第8条 管理運営業務に関するリスク負担については、別表のとおりとする。ただし、別表に定める事項以外の事項については、施設設置者と指定団体との協議により決定するものとする。

(サービス水準の確保)

第9条 管理運営業務の実施に当たって確保すべきサービス水準は、施設設置者と指定団体が協議の上、別途サービス水準に関する合意書を締結するものとする。

(人材の確保及び責任者の配置)

第10条 指定団体は、管理運営業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な人材を確保するとともに、センターに管理運営業務に係る責任者を配置し、その者の氏名、住所、連絡先等を施設設置者に届け出なければならない。

(管理の基準)

第11条 指定団体は、条例及びとよなか男女共同参画推進センター条例施行規則(平成12年豊中市規則第96号。以下「規則」という。)並びに本協定及び第52条の規定に基づき別途締結する年度協定(以下「年度協定」という。)に従い、センターを適正に管理しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定団体は、管理運営業務の実施に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)等労働関係法令その他関係法令等を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第 12 条 指定団体の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、管理運営業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又はセンターの管理目的以外の目的に使用してはならない。本協定が効力を失った後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 13 条 指定団体は、管理運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した個人情報（豊中市個人情報保護条例（平成 17 年豊中市条例第 19 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報保護条例の規定並びに別記 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 指定団体は、個人情報ファイル（指定団体が管理運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した個人情報を含む情報であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を設置しようとするときは、あらかじめ施設設置者に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 3 指定団体は、管理運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した個人情報（文書、図画又は電磁的記録（豊中市情報公開条例（平成 13 年豊中市条例第 28 号）第 2 条第 2 号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。）について、施設設置者から原本又はその写しの提出を求められたときは、これに従わなければならない。
- 4 指定団体は、個人情報の適正な管理を行うとともに、個人情報の保護に関し施設設置者との連絡調整を行うため、個人情報保護管理責任者を設置し、当該個人情報保護管理責任者の氏名を施設設置者に届け出なければならない。

(情報の公開)

第 14 条 指定団体は、豊中市情報公開条例の趣旨にのっとり、管理運営業務に関し保有する情報の公開に努めなければならない。

- 2 指定団体は、管理運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。）の一覧表を作成し、施設設置者が指定した期日までに、これを施設設置者に提出しなければならない。
- 3 指定団体は、管理運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書について、施設設置者から原本又はその写しの提出を求められたときは、これに従わなければならない。
- 4 指定団体は、文書の適正な管理を行うとともに、情報の公開に関し施設設置者との連絡調整を行うため、情報公開責任者を設置し、当該情報公開責任者の氏名を施設設置者に届け出なければならない。

(人権の尊重)

第 15 条 指定団体は、管理運営業務の実施に当たっては、人権を侵害することのないよう留意す

るとともに、管理運営業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対する人権研修を実施し、その内容を施設設置者に報告しなければならない。

（従事者への配慮等）

第 16 条 指定団体は、サービスの質の維持向上を図るため、従事者の雇用労働条件に配慮するとともに、従事者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進するよう努めなければならない。

（地域との連携及び協働）

第 17 条 指定団体は、管理運営業務の実施に当たっては、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した事業運営に努めなければならない。

（安全管理の徹底）

第 18 条 指定団体は、管理運営業務の実施に当たっては、利用者及び従事者の事故防止等の安全管理を徹底しなければならない。

2 指定団体は前項に規定する安全管理を確実に履行するため、業務手順等を取りまとめたマニュアル等を整備するとともに、その内容を従事者に習熟させなければならない。

（備品等の貸与）

第 19 条 施設設置者は、指定団体に対し、指定期間中別記 3「備品等明細書」に記載する備品等を無償で貸与するものとする。

2 指定団体は、施設設置者が支払った指定管理料により備品等を購入したときは、速やかに当該備品等を台帳に記録し、その管理状況を明らかにしておかなければならない。

3 施設設置者が支払った指定管理料により購入した備品等は、施設設置者の所有に帰属するものとする。

（センターの維持補修等）

第 20 条 センターの改造、増築、改築、大規模の修繕（以下「改造等」という。）については、施設設置者の負担と責任において実施するものとする。

2 指定団体は、管理運営業務の効率的又は効果的な運営を目的としてセンターの改造等を行おうとする場合には、施設設置者に協議を申し出ることができる。この場合において、施設設置者は、当該改造等の必要性、妥当性等を検討するものとし、施設設置者が適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず指定団体の負担と責任において当該改造等を実施できるものとする。

3 前項ただし書の場合において、指定団体は、指定期間満了後、当該改造等に係る施設、設備、備品等の買取りを求めることはできないものとする。

4 センターの補修・修繕については、1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては施設設置者と指定団体が協議を行い負担割合及び施工者を決定し、実施す

る。1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては指定団体で費用を負担し、実施すること。ただし、一年度につき20万円を限度とする。

(センターの財産の管理)

第21条 指定団体は、善良なる管理者の注意をもってセンターの施設、設備、備品等(以下「財産」という。)を管理しなければならない。

2 指定団体は、センターの財産を管理運営業務の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ施設設置者の承認を受けたときは、この限りでない。

3 指定団体は、センターの財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、あらかじめ施設設置者の承認を受けたときは、この限りでない。

4 指定団体は、天災地変その他の事故によりセンターの財産を滅失し、又はき損したときは、速やかにその状況を施設設置者に報告しなければならない。

(センターの財産に係る損害賠償等)

第22条 指定団体は、自己の責めに帰すべき事由によりセンターの財産を滅失し、又はき損したときは、指定団体の負担で速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、施設設置者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(事業計画等の提出)

第23条 指定団体は、毎事業年度開始前に、当該事業年度に係る次の書類を提出しなければならない。

(1) 管理運営業務の実施計画書

(2) 管理運営業務に係る収支予算書

(3) 自主事業に係る実施計画書及び収支予算書(自主事業を実施する場合に限る。)

(4) 指定団体の事業全般に係る事業計画書及び収支予算書

(5) 管理運営業務の安全管理に係る計画

(6) その他施設設置者が必要と認めるもの

2 施設設置者は、前項の規定により提出された書類(同項第4号に掲げる書類を除く。次項において同じ。)について必要があると認めるときは、指定団体に対してその変更を指示することができる。

3 指定団体は、第1項の規定により提出した書類を変更しようとするときは、あらかじめ施設設置者にその旨を通知し、施設設置者の承認を受けなければならない。

(管理状況等の定期報告)

第24条 指定団体は、センターの管理状況、利用状況、使用料の徴収状況、安全管理対策の状況その他施設設置者が必要と認める事項(以下「業務報告書」という。)について、毎月10日までに前月分をとりまとめ施設設置者に報告しなければならない。

2 施設設置者は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はこれに関連する事項につ

いて、指定団体に対して説明を求めることができるものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第 25 条 指定団体は、毎事業年度終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書(以下「事業報告書」という。)を作成し、施設設置者に提出しなければならない。ただし、事業年度の途中において指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該事業年度の当該取消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理運営業務の実施状況

(2) センターの利用状況

(3) 使用料(利用料金)の収入の状況

(4) 管理運営業務に係る経費の収支状況

(5) 安全管理対策の状況

(6) 自主事業の実施状況及び経費の収支状況(自主事業を実施した場合に限る。)

(7) その他施設設置者が必要と認める事項

2 指定団体は、事業報告書に指定団体が商法、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)その他関係法令で作成が義務付けられている計算書類及び監査報告書を添付するものとする。

3 施設設置者は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、指定団体に対して説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況等の公表)

第 26 条 施設設置者は、第 23 条第 1 項各号(第 4 号を除く。)に掲げる書類及び事業報告書の内容を公表するものとする。

(業務実施状況のモニタリング等)

第 27 条 施設設置者は、管理運営業務の実施状況をモニタリング又は評価(以下「モニタリング等」という。)するため、指定団体に対し、自ら又は第三者をして定期的に又は必要に応じ書面により報告を求め、調査を行うものとする。

2 施設設置者(第三者を含む。次項において同じ。)は、前項の規定によるモニタリング等のため、必要があると認めるときは、指定団体に対し管理運営業務の実施状況、管理運営業務に係る経費の収支状況等について報告を求め、又はセンターへ随時立ち入って実施状況を調査することができるものとする。

3 指定団体は、施設設置者から前項に規定する説明又は調査の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。

4 指定団体は、第 1 項の規定によるモニタリング等の結果、管理運営業務の実施について改善すべき点が指摘された場合は、施設設置者と協議の上、改善策を検討し、速やかに業務改善を行い、その結果を施設設置者に報告しなければならない。

5 施設設置者は、モニタリング等の結果(前項の規定による報告を受けたときは、モニタリング等の結果及び業務改善の結果)を公表するものとする。

(自己モニタリング等)

第 28 条 指定団体は、管理運営業務の実施について、随時自ら管理運営業務の実施状況をモニタリングするとともに、年 1 回以上、利用者等に対するアンケート調査等により、利用者等からの意見・要望に対する自己評価を行わなければならない。

2 指定団体は、前項の規定による利用者等に対するアンケート調査等を実施しようとする場合は、あらかじめ施設設置者にその旨を通知するものとする。

3 施設設置者は、第 1 項の規定による利用者等に対するアンケート調査等に立ち会うことができるものとする。

4 指定団体は、第 1 項の規定によるモニタリング又は自己評価(以下「自己モニタリング等」という。)を行ったときは、その結果を施設設置者に報告しなければならない。

5 指定団体は、自己モニタリング等の結果、必要があると認めるときは、施設設置者と協議の上、改善策を検討し、速やかに業務改善を行い、その結果を施設設置者に報告しなければならない。

6 施設設置者は、第 4 項又は前項の規定による報告を受けたときは、自己モニタリング等の結果又は業務改善の結果を公表するものとする。

(外部評価等)

第 29 条 指定団体は、管理運営業務の実施について、施設設置者が設置する第三者機関による評価(以下「外部評価」という。)を少なくとも 1 回、指定期間中の決められた年度に受けなければならない。

2 指定団体は、施設設置者が設置する第三者機関から管理運営業務の実施状況、管理運営業務に係る経費の収支状況等について説明又は調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。

3 指定団体は、外部評価の結果、管理運営業務の実施について改善すべき点が指摘された場合は、施設設置者と協議の上、改善策を検討し、速やかに業務改善を行い、その結果を施設設置者に報告しなければならない。

4 施設設置者は、外部評価の結果(前項の規定による報告を受けたときは、外部評価の結果及び業務改善の結果)を公表するものとする。

(施設設置者による業務の改善勧告)

第 30 条 モニタリング等、自己モニタリング等又は外部評価の結果、指定団体による管理運営業務の実施状況が別記 1 仕様書若しくはサービス水準に関する合意書に適合していない場合又は管理運営業務の改善が必要と認められる場合は、施設設置者は指定団体に対し、必要な指示又は管理運営業務の改善を勧告するものとする。

2 指定団体は、前項の規定による指示又は改善勧告を受けた場合は、施設設置者に対して改善策を提示するとともに、速やかに業務改善を行い、その結果を施設設置者に報告しなければならない。

3 施設設置者は、前項の業務改善の結果を公表するものとする。

(指定管理委託料の支払)

第31条 施設設置者は、指定団体に対し、事業年度ごとに予算の範囲内で管理運営業務に係る指定管理委託料を支払うものとする。

2 施設設置者が指定団体に対して支払う指定管理委託料の詳細については、第52条の「年度協定」に定めるものとする。

(会計区分)

第32条 センターの管理運営業務に係る会計区分は、独立した区分経理を行わなければならない。

(不可効力発生時の対応)

第33条 指定団体は、不可抗力が発生した場合は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可効力によって発生した費用等の負担)

第34条 不可効力の発生に起因して指定団体に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、指定団体は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって施設設置者に通知するものとする。

2 施設設置者は、前項の規定による通知があった場合は、損害状況の確認を行った上で指定団体と協議を行い、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して指定団体に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、当該費用については合理性の認められる範囲で施設設置者が負担するものとする。ただし、指定団体が付保した保険によりてん補された金額相当分については、施設設置者の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して施設設置者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、当該費用については、施設設置者が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第35条 前条第2項の規定による協議の結果、不可抗力の発生により管理運営業務の一部の実施ができなくなると認められた場合は、指定団体は、不可抗力により影響を受ける限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。

2 指定団体が不可抗力により管理運営業務の一部を実施できなかった場合は、施設設置者は、指定団体との協議の上、指定団体が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理委託料から減額することができるものとする。

(保険)

第36条 指定団体は、管理運営業務の実施に当たっては、次に掲げる保険を付保しなければならない

ない。ただし、市が加入している各種保険により保障される範囲についてはこの限りでない。

- (1) 施設利用者に対する賠償責任保険
- (2) 行事参加者及びボランティアに対する普通傷害保険

(運営会議の設置)

第 37 条 施設設置者及び指定団体は、適正に管理運営業務を実施するため、適宜、運営会議を開催するものとする。

(自主事業の実施)

第 38 条 指定団体は、センターの設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 指定団体は、自主事業の実施に際しては、あらかじめ施設設置者に対して別途自主事業実施計画書を提出し、施設設置者の承認を受けなければならない。
- 3 施設設置者は、前項の承認に条件を付すことができるものとする。

(業務の引継ぎ)

第 39 条 指定団体は、本協定の終了に際し、施設設置者又は施設設置者が指定するものに対し、管理運営業務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 施設設置者は、必要と認める場合は、本協定の終了に先立ち、指定団体に対して施設設置者又は施設設置者が指定するものによるセンターの視察を申し出ることができるものとする。
- 3 指定団体は、前項の規定による申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければならない。

(指定の取り消し及び業務の停止)

第 40 条 施設設置者は、指定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 関係法令、条例、規則又は本協定の規定に違反したとき。
- (2) 管理運営業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 正当な理由なく提出すべき書類の提出を拒んだとき。
- (4) 指定団体が正当な理由なく第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定による報告の求め、若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (5) 指定団体が正当な理由なく第 29 条の規定による外部評価を拒んだとき。
- (6) 指定団体が第 30 条第 1 項の規定による施設設置者の指示又は改善勧告に正当な理由なく従わないとき。
- (7) 募集要項等に規定した不適合事由に該当することとなったとき。
- (8) 指定管理者の指定申込みの際に指定団体が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (9) 指定団体の経営状況の著しい悪化等により管理運営業務に重大な支障が生じたとき又は生

じるおそれがあると認めるとき。

(10) その他指定団体による管理を継続することが適当でないとき。

2 指定団体は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、既に受領した指定管理料を施設設置者に返還しなければならない。この場合において、指定団体が施設設置者に返還する額は、当該指定を取り消した日以後の管理運営業務に係る指定管理料に相当する額とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定団体に損害が生じても、施設設置者はその賠償の責めを負わない。

(指定団体による指定の取消し等の申出)

第41条 指定団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設設置者に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

(1) 施設設置者が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。

(2) 施設設置者の責めに帰すべき事由により指定団体が損害又は損失を被ったとき。

(3) その他指定団体の責めに帰すべき事由により指定団体が指定の取り消しを希望するとき。

2 施設設置者は、前項の規定による申出を受けたときは、指定団体と協議の上、その処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第42条 施設設置者又は指定団体は、不可抗力の発生により、管理運営業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の規定による協議の結果、やむを得ないと判断したときは、施設設置者はその指定を取り消すものとする。

(原状回復)

第43条 指定団体は、指定期間が満了したとき又は第40条第1項若しくは第41条第2項の規定により指定を取り消され、若しくは管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなったセンターの財産を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、施設設置者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第44条 指定団体は、管理運営業務の実施に当たり、指定団体の責めに帰すべき事由により施設設置者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、施設設置者が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 前項本文の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ施設設置者が損害を賠償したときは、施設設置者は指定団体に対して求償権を有するものとする。

(権利等の譲渡等の禁止)

第 45 条 指定団体は、本協定によって発生する権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(第三者委託の禁止)

第 46 条 指定団体は、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ施設設置者の書面による承諾を得た場合は、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 前項ただし書の場合において、当該第三者の責めに帰すべき事由により発生した損害等に対しては、すべて指定団体がその責を負うものとする。

(苦情、要望等への対応)

第 47 条 指定団体は、センターの利用者から管理運営業務に関し苦情、要望等があったときは、迅速かつ適切に対応するとともに、その内容を施設設置者に報告しなければならない。

(緊急時対策等)

第 48 条 指定団体は、緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアル等を作成し、従事者にこれを周知徹底しなければならない。

(緊急時の対応)

第 49 条 指定団体は、管理運営業務に関し事故又は災害等の緊急事態（以下「事故等」という。）が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、施設設置者その他関係機関等に当該緊急事態が発生した旨を通報しなければならない。

2 指定団体は、事故等が発生した場合は、施設設置者と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

3 指定団体は、事故等の顛末を書面により、施設設置者に報告しなければならない。

(災害時等の施設利用)

第 50 条 施設設置者は、災害等の発生により必要があると認めるときは、センターを避難所等として使用できるものとする。

2 前項の場合における施設設置者と指定団体間の業務分担、費用負担等については、施設設置者と指定団体とが協議の上その都度定める。

(重要事項の変更の届出)

第 51 条 指定団体は、寄附行為、名称、所在地、代表者名、その他施設設置者が定める事項の変更を行ったときは、遅滞なく施設設置者にその旨を届け出なければならない。

(年度協定)

第 52 条 本協定に基づく各事業年度に係る事項については、別途年度協定を締結する。

(本協定の変更)

第 53 条 本協定の締結後の事情により管理運営業務の内容の全部又は一部を変更する必要があるときは、施設設置者と指定団体とが協議の上、本協定を変更することができるものとする。

(管轄裁判所)

第 54 条 この協定について訴訟等の生じたときは、施設設置者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義についての協議)

第 55 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義を生じたときは、施設設置者及び指定団体は、誠意を持って協議し、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、施設設置者及び指定団体それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 23 年 (2011 年) 4 月 1 日

施設設置者

所在地 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

名称 豊中市

代表者 豊中市長 浅利 敬一 郎

指定団体 (指定管理者)

所在地 豊中市玉井町 1 丁目 1 番 1 - 501 号

名称 財団法人とよなか男女共同参画推進財団

代表者 理事長 高橋 叡子

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 指定団体は、個人情報の保護の重要性を認識し、管理運営業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(収集の制限)

第2 指定団体は、管理運営業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該管理運営業務に必要な範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行うとともに、適正かつ公正な手段で行わなければならない。

(安全確保の措置等)

第3 指定団体は、個人情報の漏えい，改ざん，滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定団体は、個人情報を管理運営業務に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 指定団体は、保有又は利用の必要がなくなった個人情報について、確実に、かつ、速やかに廃棄，消去その他の適切な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 指定団体は、個人情報を管理運営業務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ施設設置者の承認を受けたときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第5 指定団体は、管理運営業務を実施するために施設設置者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ施設設置者の承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6 指定団体は、管理運営業務を実施するための個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ施設設置者の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第7 指定団体は、管理運営業務を実施するために施設設置者から引き渡され、又は指定団体自

らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等を、当該管理運営業務の完了後直ちに施設設置者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、施設設置者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(役員及び職員への周知)

第8 指定団体は、指定団体の役員及び職員に対して、在職中及び退職後において、管理運営業務の実施に伴い知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は管理運営業務以外の目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(施設設置者の立会い等)

第9 指定団体は、施設設置者が指定団体による個人情報の取扱いに関して、立会い、検査等を行おうとするときは、これを拒んではならない。

2 指定団体は、個人情報の取扱いに関する施設設置者の指示に従わなければならない。

(事故発生時における報告)

第10 指定団体は、個人情報に関する事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに施設設置者に報告し、その指示に従わなければならない。本協定が効力を失った後においても同様とする。

【別表】リスク負担表

印がリスク負担者

リ ス ク の 種 類		負 担 者	
		施設 設置者	指定 団体
法令の変更	指定団体が行う管理運営に影響を及ぼす法令の変更	(協議事項)	
天災のほか、不可抗力による事業中止等	天災・騒乱・暴動・その他施設設置者や指定団体の責めに帰すことができない事由による事業の中止・延期・変更	(協議事項)	
事業の中止等	施設設置者の指示・責任による事業の中止・延期・変更		
	指定団体の責任による事業の中止・延期・変更		
	指定団体の事業放棄・破綻		
金利・物価の変動	金利・物価の変動		
準備リスク	指定期間開始期までの準備(引継)費用負担		
書類の誤り	仕様書等施設設置者が責任を持つ書類の誤りによるもの		
	事業計画書等指定団体が提案・提出した書類の内容の誤りによるもの		
運営費の膨張	施設設置者以外の要因による運営費の膨張		
市場環境の変化	利用者の減少・競合施設の増加・需要見込みの誤り・その他の事由による経営不振		
施設・設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の損傷		
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの		
	経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等、施設・設備・備品等の損傷	1件20万円未満のもの(上限20万円/年)以外	
安全性の確保	管理運営における安全性の確保及び周辺環境の保全(応急措置を含む。)		
セキュリティ	指定団体の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		
損害賠償	管理上の瑕疵により利用者に損害を与えた場合		
情報管理	業務上知り得た情報に対する守秘義務と個人情報保護		
運営リスク	指定団体の管理上の瑕疵による臨時休業等		
	施設・設備の設計・構造上の原因による臨時休業等		
	指定団体による自主事業の運営		
債務不履行	施設設置者による協定内容の不履行		
	指定団体による業務及び協定内容の不履行		
利用者対応	指定団体の業務範囲のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		
周辺地域・住民への対応	地域との協調 管理運営業務の内容に対する住民からの要望等		
収受した使用料	施設設置者が指定する金融機関に払い込まれるまでの間の紛失		

リスクの種類		負担者		
		施設設置者	指定団体	
	指定の取消リスク	指定団体の指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止における費用負担 ただし、指定団体の責めによらない場合を除く。		
	業務の引き継ぎ	施設設置者に対する指定管理業務引き継ぎ書の作成		
21	事業終了時の原状復帰	管理運営業務の期間が終了した場合、又は期間中途における指定団体の撤収にかかる費用		